

農業者（所有者・耕作者）や地域の皆様へ

## これからの魚沼の農業を考える取り組み

# 「地域計画」が始まります

農地の集約化等に向けた取り組みを加速化するため、農政課 ☎793・7647  
農業経営基盤強化促進等の改正法が成立し、それに伴い、「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。 農業委員会 ☎793・7981  
ID16479



市HP

### ■何のために？

皆さんの、農地に関する様々な悩みを解決するためです。

農地を耕作してほしいが、  
受け手が見つからない

規模拡大したいけど、  
農地が点在していて  
集約できない

耕作放棄地が増え  
対応に困っている

### ■何をやるの？



様々な課題について地域一体となって話し合い、

- おおむね10年後を見据え「担い手が、どこで、何をつくるか」
- 地域の農地をどのように活用していくか
- 地域の農地をどのように担い手に集積・集約していくかなど、今後の方針を地域計画に反映していきます。

### ■誰が取り組むの？

- 耕作している農業者
  - 耕作したい農業者
  - 農地の所有者 ほか
- が中心となって取り組みます。

### ■計画策定を関係機関がサポートします！

魚沼市では、課題解決に向けて、皆さんと一緒に地域の農業・農地について話し合い、魚沼地域振興局、J A、土地改良区などと一緒に、「地域計画の策定と実行」に向け取り組んでいきます。

魚沼の農地について  
話し合いましたよ！！

## ■ 地域計画とは？

○概ね10年後を見据え、誰がどの農地でどのように農業を進めていくかを**地域の話し合い**に基づきまとめる計画です。現況地図を見ながら話し合いを進め、10年後に目指すべき「**目標地図**」を作成し、担い手へのスムーズな農地継承を目指します。

○目標地図とは、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される、**担い手を含めた地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図**です。



○地域計画の実現を目指して、目標地図に沿った担い手への農地集積・集約を進めていきます。

※目指すべきものであり、必ずこうならないといけないものではありません。また、「地域計画に載っていない人は農業をしてはいけません」ということはありません。

○法律に基づき令和7年3月末までに計画及び目標地図を策定する必要があります。

策定後は、地域の実情や将来の構想を踏まえて、**随時変更し、更新することが可能です。**

### 地域の話し合いとは？

9地区に分けて取り組みます。  
**堀之内魚野川左岸、堀之内魚野川右岸、小出、湯之谷、広瀬、藪神、須原、上条、入広瀬**

農業委員・推進委員も話し合いに参加します。

## ■ 地域計画の進め方

### ① 意向調査

一定規模の耕作者を中心に、令和5年9月から農業経営に関する意向調査を実施します。



### ② 「目標地図」を作成

令和5年11月頃から各地域ごとに、地域の農業方針（今後も耕作する農地、作物等）を話し合います。この時、概ね10年後に誰がどの農地を耕作するか、皆さんで色塗りをして区分けします。

### ③ 計画の公表と支援

皆さんで作成した「地域計画」を市が公表します。地域計画や目標地図に掲載された担い手の方を、農地の貸付けや補助事業等で支援します。



## ■ 令和7年4月から農地契約の方法が変わります

令和7年3月をもって基盤強化法（相対）による新たな農地契約はできなくなり、令和7年4月からは契約方法が農地法または農地バンク法（農地中間管理機構の手続き）のいずれかによることとなります。農地バンク法に基づく農地契約を結ぶのは目標地図に掲載された担い手のみになります。ただし、目標地図の担い手は随時追加・変更が可能です。なお、現在の基盤強化法（相対）による契約を更新する場合は、現在の契約期間満了後、農地バンク法に基づく契約として手続を行うこととなります。くわしくは農政課または農業委員会へご相談ください。